

2026 年 10 月

企業会計基準公開草案第 100 号

継続企業に関する会計基準（案）

継続企業に関する会計基準（案）

20XX 年 XX 月 XX 日

企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
会計基準	3
範 囲	3
用語の定義	4
継続企業の前提に関する評価	5
継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性の評価	5
継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうかの判断	7
決算日において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合の継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価	8
決算日後における継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の識別及び継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価	9
開 示	11
開示目的	11
注記事項	12
継続企業の前提に関する重要な不確実性に係る注記	12
連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記事項	14
適用時期等	15
結論の背景	BC1
経 緯	BC1
用語の定義	BC6
継続企業の前提に関する評価	BC9
継続企業の前提に基づく財務諸表	BC9
継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性の評価	BC10
継続企業の前提に関する評価の判断基準	BC10
継続企業の前提に関する評価を行う期間	BC12

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうかの判断	BC15
継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価	BC16
開 示	BC17
開示目的	BC17
注記事項	BC18
継続企業の前提に関する重要な不確実性に係る注記	BC18
適用時期等	BC22

目 的

1. 本会計基準は、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に関する評価及び継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である場合に継続企業の前提に関する重要な不確実性があるときの開示について定めることを目的とする。
2. 本会計基準を適用する際の指針を定めた企業会計基準適用指針第 XX 号「継続企業に関する会計基準の適用指針」が公表されているため、本会計基準の適用にあたっては、当該適用指針も参照する必要がある。

会計基準

範 囲

3. 本会計基準は、連結財務諸表又は個別財務諸表（以下合わせて「財務諸表」という。）を作成することとなる企業に適用する。

用語の定義

4. 「財務諸表の公表の承認日」とは、企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」（以下「後発事象会計基準」という。）第 6-2 項における財務諸表の公表の承認日をいう。

継続企業の前提に関する評価

継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性の評価

5. 財務諸表の作成にあたって、合理的に入手できるすべての情報を考慮し、決算日後、少なくとも財務諸表の公表の承認日後 1 年を経過した日までの期間にわたり継続企業として存続する能力があるかどうかを評価する。企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はこれら以外に現実的な代替案がない場合を除き、企業は、継続企業を前提として財務諸表を作成する。
6. 前項の評価に関して、連結財務諸表においては、「決算日後」を「連結決算日後」と読み替える。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうかの判断

7. 第 5 項における継続企業として存続する能力があるかどうかの評価において、企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合を除き、決算日において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうかを判断する。その際、単独で又は複合して当該事象又は状況が存在するかどうかを総合的に判断する。

決算日において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合の継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価

8. 決算日において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合、当該事象又は状況を解消する若しくは改善するための対応策について、次の(1)から(3)を含めて検討し、当該対応策をとってもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを評価する。
- (1) 当該対応策をとる意思及び能力を有している。
 - (2) 当該対応策が決算日後、少なくとも財務諸表の公表の承認日後1年を経過した日までの期間に実行可能である。
 - (3) 当該対応策が当該事象又は状況の影響を軽減するのに十分である可能性が高い。

決算日後における継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の識別及び継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価

9. 決算日後、財務諸表の公表の承認日までの間（以下「後発事象の評価期間」という。）に、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在することが識別された場合、前2項の評価を行う。
10. 決算日において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断しているが決算日後に当該事象又は状況が解消した若しくは改善した場合、財務諸表の公表の承認日に継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かの評価を行う。

開 示

開示目的

11. 継続企業の前提に関する注記における開示目的は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるものの継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときに、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であること及びその重要な不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を開示することにある。

注記事項

継続企業の前提に関する重要な不確実性に係る注記

（継続企業の前提に関する重要な不確実性に係る注記事項）

12. 第5項から第8項及び第10項の評価の結果、決算日において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合であって、継続企業の前

提に関する重要な不確実性が認められるときには、継続企業の前提に関する重要な不確実性に係る注記として、次の事項を注記する。

- (1) 決算日現在に当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- (2) 当該事象又は状況を解消する若しくは改善するための対応策
- (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- (4) 財務諸表が継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨

(決算日後の継続企業の前提に関する重要な不確実性に係る注記事項)

13. 第9項の評価の結果、後発事象の評価期間に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在することが識別された場合であって、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときには、次の事項を注記する。
 - (1) 決算日後に当該事象又は状況が発生した旨及びその内容
 - (2) 当該事象又は状況を解消する若しくは改善するための対応策
 - (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - (4) 財務諸表が継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨

連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記事項

14. 前2項の注記について、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同一の内容である場合には、個別財務諸表においては、その旨の記載をもって代えることができる。

適用時期等

15. 本会計基準は、2028年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る財務諸表から将来にわたって適用する。
16. 本会計基準の適用初年度においては、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「企業会計基準第24号」という。)第14項の定めにかかわらず、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない。

結論の背景

経緯

- BC1. 我が国では、これまで継続企業について、企業会計審議会「監査基準」、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書 570「継続企業」(以下「監基報 570」という。)、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」(以下「報告第 74 号」という。)及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。)等において継続企業の前提に関する評価及び開示に関する取扱いが定められていた。一方、会計基準においては、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」、企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」を除いて、継続企業の前提に関する評価及び開示に関する定めは設けられていない。
- BC2. 2009 年 4 月の企業会計審議会「監査基準」の改訂に際しては、財務諸表等規則等が改正され、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、企業は、その評価の手順に従って、本会計基準第 12 項と同様の継続企業の前提に関する注記を行うこととされた。
- また、「企業内容等の開示に関する内閣府令」(昭和 48 年大蔵省令第 5 号)が改正され、経営者の対応策等から継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められず継続企業の前提に関する注記を行わない場合においては、有価証券報告書の「事業等のリスク」等において、一定の事象や経営者の対応策等を開示することが適切であるとされたため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等が存在する場合にはその旨及びその具体的な内容並びに当該事象又は状況等を解消し、又は改善するための対応策が「事業等のリスク」に記載されている。
- BC3. 他方、IFRS 会計基準では、国際会計基準 (IAS) 第 8 号「財務諸表の作成基礎」(以下「IAS 第 8 号」という。)(2024 年 4 月公表)において定めが設けられている。また、米国会計基準においては、FASB Accounting Standards Codification(米国財務会計基準審議会 (FASB) による会計基準のコード化体系) Topic 205「財務諸表の表示」において定めが設けられている。
- BC4. このような状況において、当委員会及び日本公認会計士協会は、日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針 (Q&A を含む。以下「実務指針等」という。)を当委員会に移管するプロジェクト (以下「移管プロジェクト」という。)の下、2023 年 6 月に「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」(以下「意見募集文書」という。)を公表した。

意見募集文書に対して寄せられた意見では、会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等のうち、継続企業と後発事象に関する実務指針等の移管に係る実行可能性について調査研究を行うことを支持する意見が聞かれた。この意見を踏まえ、当委員会は、調査研究を実施し、2024年6月にその結果を「継続企業及び後発事象に関する調査研究」として公表した。

調査研究の結果、報告第74号における定めを会計に関する内容と監査に関する内容に切り分けて、会計に関する内容について会計基準で用いられる表現に見直した上で当委員会に移管することは原則として可能と考えられた。当該調査研究の結果を踏まえると、報告第74号を移管することにより、我が国の会計基準の全体像を把握しにくいなど指摘されている課題に対応することとなり、会計基準の体系の完全性の改善が見込まれることから、2024年7月に開催された第51回企業会計基準諮問会議に当委員会より新規テーマとして取り上げることを提案した。企業会計基準諮問会議における審議の結果、2024年7月に開催された第530回企業会計基準委員会において企業会計基準諮問会議より継続企業に関する会計基準の開発を行うことが当委員会に提言された。

- BC5. 当委員会が移管プロジェクトを進めている中、2024年の国際監査基準（ISA）570「継続企業」（以下「ISA 570」という。）の改訂に伴い、企業会計審議会監査部会及び日本公認会計士協会において、継続企業の前提に関する経営者の評価期間の改訂が進められている。このため、会計上の取扱いを監査上の取扱いと整合的なものとする観点も含め、本会計基準の開発を行うこととした。

用語の定義

- BC6. 従来、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書 560「後発事象」（以下「監基報 560」という。）においては国際監査基準と整合するように「財務諸表の承認日」に関する定義が設けられていたが、2026年4月に開催された企業会計審議会監査部会（第56回）において、継続企業の前提の評価期間に関する定義に関して監査基準と会計基準で整合させるべきとの意見が多く聞かれたことを踏まえて、後発事象会計基準と整合的となるように「財務諸表の公表の承認日」に変更する「監査基準報告書 560『後発事象』の改正について」（以下「監基報 560 改正案」という。）が公表された（後発事象会計基準 BC8-2 項及び BC8-3 項）。
- BC7. 前項の監基報 560 改正案を踏まえて当委員会で検討を行った結果、後発事象会計基準における「財務諸表の公表の承認日」に関する記載を監基報 560 とより整合的なものとするため、会計基準として適切な文言となるように見直した上で、後発事象会計基準における「財務諸表の公表の承認日」の記載を変更する改正を行うこととした（後発事象会計基準 BC8-4 項及び BC8-5 項）。
- BC8. ここで、本会計基準における「財務諸表の公表の承認日」は、後発事象会計基準におけ

る「財務諸表の公表の承認日」と同義であるため、後発事象会計基準を参照し定義することとした。

継続企業の前提に関する評価

継続企業の前提に基づく財務諸表

BC9. 財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されるが、当該会計基準は継続企業の前提を基礎として作成されていると解されているため、財務諸表に計上されている資産及び負債は、将来の継続的な事業活動において回収又は返済されることが予定されている。しかし、企業は様々なリスクにさらされながら事業活動を営んでいるため、企業が将来にわたって事業活動を継続できるかどうかは、もともと不確実性を有することとなる。このため、継続企業の前提に基づき作成された財務諸表といえども、必ずしも企業が将来にわたって事業活動を継続して営み得ることを保証するものではない。

継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性の評価

継続企業の前提に関する評価の判断基準

BC10. BC4 項に記載の経緯から、本会計基準の開発にあたって報告第 74 号における会計に関する内容に限って移管することが考えられた。しかしながら、このような形で移管を行うと、本会計基準は開示のみを扱う基準となり、継続企業の前提が適切であるかをどのように評価するかに関する指針が不足しているとの指摘を受ける可能性がある。

BC11. この点、20XX 年改正前の監基報 570 第 2 項においては、「一般目的の財務諸表は、経営者に当該企業の清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき作成される。」との記述がなされており、監査実務においては判断基準として機能していると考えられる。このため、当該判断基準を会計基準に取り込むとしても、現行の実務を変更しない範囲で報告第 74 号を移管する範疇にあると考えられる。また、当該判断基準は IAS 第 8 号（2024 年 4 月公表）にも同様の内容が定められているため、当該判断基準を取り込む場合、IFRS 会計基準と整合的な取扱いとなると考えられる。したがって、本会計基準においては、企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はこれら以外に現実的な代替案がない場合を除き、企業は、継続企業を前提として財務諸表を作成する定めを置くこととした（第 5 項参照）。

継続企業の前提に関する評価を行う期間

BC12. 「監査基準の改訂について」（企業会計審議会 2002 年 1 月）及び報告第 74 号では、継続企業の前提に関する評価を行う期間を少なくとも決算日から 1 年間と定めていた。この点、2024 年に改訂された ISA 570 では、継続企業の前提に関する経営者の評価期間が財務

諸表の承認日から 12 か月に満たない場合、監査人は、経営者に対して、評価期間を少なくとも財務諸表の承認日から 12 か月間に延長するように求めなければならないなどの定めが設けられており、継続企業の前提に関する評価期間について改訂されている。ISA 570 における当該改訂を踏まえて、企業会計審議会において監査基準の改訂に関する議論が行われている。また、2025 年 12 月に日本公認会計士協会から公表された監基報 570 の改正案においても、ISA 570 と同様に改正することが提案されている。

BC13. この点、継続企業の前提に関する評価の最短の期間について、決算日から 1 年間とするよりも、決算日後、財務諸表の公表の承認日後 1 年を経過した日まで評価を行う方が、継続企業の前提に関する評価についてより将来の事象又は状況を対象とすることとなるため、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供することとなると考えられる。また、会計上の取扱いと監査上の取扱いが整合的である方が、監査実務が安定的に行われると考えられる。これらを踏まえ、継続企業の前提に関して、少なくとも財務諸表の公表の承認日後 1 年を経過した日まで評価を行うことを求めることとした（第 5 項参照）。

BC14. なお、継続企業の前提に関する評価を行う期間に関して、2026 年 5 月に、国際レビュー業務基準（ISRE）2410「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」（以下「ISRE 2410」という。）を改訂する公開草案が公表されており今後改訂が行われる予定である。ISRE 2410 が公表された場合、我が国においても、企業会計審議会「期中レビュー基準」並びに日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 期中レビュー基準報告書第 1 号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」及び期中レビュー基準報告書第 2 号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」の改正が検討されることが考えられる。

会計基準を公表するにあたり期中財務諸表への影響がある場合、通常、関連する会計基準等の改正又は修正を行うが、これらの期中レビュー基準の状況を踏まえ、企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 34 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」に定めている期中財務諸表に適用される会計処理及び開示の取扱いについては、当該改訂の動向を注視し、今後検討を行うこととした。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうかの判断

BC15. 決算日後、少なくとも財務諸表の公表の承認日後 1 年を経過した日までの期間にわたり継続企業として存続する能力の評価を行うにあたり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかの判断を行うこととなる。ここで、財務諸表は決算日現在までに生じた事象に基づき作成されており、決算日後に発生した事象については後発事象（後発事象会計基準第 4 項）として取り扱われる。したがって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかの判断においては、一義的には決算日の事実又は状況に基づいて判断することとしている（本会計基準第 7 項参照）。

その上で、後発事象の評価期間に生じた継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況については、重要な後発事象に該当すると考えられる。このため、当該期間に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在することが識別された場合、本会計基準第 7 項及び第 8 項の評価を行う（本会計基準第 9 項参照）。一方、決算日において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断しているが決算日後に当該事象又は状況が解消した若しくは改善した場合、財務諸表の公表の承認日に継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かの評価を行うこととしている（本会計基準第 10 項参照）。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価

BC16. 決算日において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合、当該事象又は状況を解消する若しくは改善するための対応策をとってもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを評価することとなる。継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価においては、監基報 570 との整合性を考慮し、対応策について第 8 項(1)から(3)を含めて検討を行うこととした。

開 示

開示目的

BC17. 本会計基準は、継続企業の前提及びその重要な不確実性に関する情報を注記するにあたっての開示目的を定めており（第 11 項参照）、継続企業の前提に関する注記事項（第 12 項及び第 13 項参照）の内容をどの程度の詳細さで記載するかについては、開示目的に照らして決定することとなる。

注記事項

継続企業の前提に関する重要な不確実性に係る注記

（継続企業の前提に関する重要な不確実性に係る注記事項）

BC18. 本会計基準は、報告第 74 号における会計に関する指針に相当する部分について、基本的にその内容を踏襲した上で表現の見直しや考え方の整理等を行い、当委員会の会計基準に移管しており、報告第 74 号の定めの実質的な内容の変更を行うことを意図していない。したがって、原則として報告第 74 号に記載されていた継続企業の前提に関する注記事項を踏襲することとした（第 12 項参照）。

（決算日後の継続企業の前提に関する重要な不確実性に係る注記事項）

BC19. 本会計基準は、後発事象の評価期間に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在することが識別された場合であって、継続企業の前提に関する重要な

不確実性が認められるときに、継続企業の前提に関する重要な不確実性に関する注記を求めることとした（第 13 項参照）。当該注記事項は、継続企業の前提に関する注記事項及び重要な後発事象に関する注記事項のいずれにも位置付けることが可能であるが、継続企業の前提は財務諸表を作成する根幹に関わるものであることから、継続企業の前提に関する側面を重視し、継続企業の前提に関する注記事項と位置付けることとした。

BC20. また、BC18 項に記載のとおり、本会計基準は報告第 74 号の定めの実質的な内容の変更は意図していないものの、決算日後の継続企業の前提に関する重要な不確実性に係る注記においても財務諸表が継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨の記載（第 12 項(4)参照）は有用であると考えられることから、報告第 74 号の後発事象に関する注記事項に加えて記載を求めることとした（第 13 項参照）。

BC21. 第 10 項の評価の結果、決算日後において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が解消した若しくは改善したため継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなくなった場合には継続企業の前提に関する注記を行う必要はない。その際、当該継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消する若しくは改善するために実施した対応策を重要な開示後発事象として注記を行うことの検討が必要と考えられる。

適用時期等

BC22. 監査基準との整合性の観点から継続企業の前提に関する評価を行う期間を定めている状況において、本会計基準の適用時期と監査基準の改訂の実施時期が同時でないと、会計基準と監査基準をより整合的とすることによって実務を安定させるという目的を達成できないと考えられる。このため、監査基準の改訂の実施時期と同時期とし、本会計基準は、2028 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することとした（第 15 項参照）。

BC23. また、本会計基準は「企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はこれら以外に現実的な代替案がない場合」に該当するかどうかの評価を求めているが（第 5 項参照）、当該評価を遡及的に求めることは適切でないと考えられるため、本会計基準の適用初年度においては、2028 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る財務諸表から将来にわたって適用することとした（第 15 項参照）。

BC24. さらに、後発事象の評価期間に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在することが識別された場合であって、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときの注記（本会計基準第 13 項参照）について、前連結会計年度及び前事業年度における表示方法と異なる場合には表示方法の変更に該当すると考えられるものの、情報の有用性がより高まるなどの効果は乏しいと考えられるため、本会計基準の適

用初年度においては、企業会計基準第 24 号第 14 項の定めにかかわらず、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないこととした（本会計基準第 16 項参照）。

以 上